

議案第 7 4 号

市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 1 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 1 万円」を「6 3 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「1 6 万円」を「1 7 万円」に改める。

第 2 3 条中「6 1 万円」を「6 3 万円」に、「1 6 万円」を「1 7 万円」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（特例被保険者の属する世帯に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 7 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日以後の規則で定める日までの間、市長が別に定める日において 1 8 歳未満の国民健康保険の被保険者の属する世帯に係る第 2 条第 2 項ただし書及び第 3 項ただし書、第 4 条、第 7 条、第 1 3 条並びに第 2 3 条の規定の適用については、第 2 条第 2 項ただし書中「6 3 万円を」とあるのは「6 3 万円からその世帯に属する市長が別に定める日において 1 8 歳未満の国民健康保険の被保険者（以下「特例被保険者」という。）の数に 6 , 0 0 0 円を乗じて得た額を控除して得た額を」と、「6 3 万円と」とあるのは「当該控除して得た額と」と、同条第 3 項ただし

書中「１９万円を」とあるのは「１９万円からその世帯に属する特例被保険者の数に３，４００円を乗じて得た額を控除して得た額を」と、「１９万円と」とあるのは「当該控除して得た額と」と、第４条中「１２，０００円」とあるのは「１２，０００円（特例被保険者にあつては、当該特例被保険者１人について６，０００円）」と、第７条中「６，８００円」とあるのは「６，８００円（特例被保険者にあつては、当該特例被保険者１人について３，４００円）」と、第１３条第１項中「第２３条」とあるのは「第２３条（附則第１７項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、第２３条中「第２条第２項本文」とあるのは「第２条第２項本文（附則第１７項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、「６３万円を超える場合には、６３万円）、同条第３項本文」とあるのは「６３万円からその世帯に属する特例被保険者の数に６，０００円を乗じて得た額を控除して得た額を超える場合には、当該控除して得た額）、同条第３項本文（附則第１７項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、「１９万円を超える場合には、１９万円」とあるのは「１９万円からその世帯に属する特例被保険者の数に３，４００円を乗じて得た額を控除して得た額を超える場合には、当該控除して得た額」と、同条第１号ア中「８，４００円」とあるのは「８，４００円（特例被保険者にあつては、４，２００円）」と、同号ウ中「４，７６０円」とあるのは「４，７６０円（特例被保険者にあつては、２，３８０円）」と、同条第２号ア中「６，０００円」とあるのは「６，０００円（特例被保険者にあつては、３，０００円）」と、同号ウ中「３，４００円」とあるのは「３，４００円（特例被保険者にあつては、１，７００円）」と、同条第３号ア中「２，４００円」とあるのは「２，４００円（特例被保険者にあつては、１，２００円）」と、同号ウ中「１，３６０円」とあるのは「１，３６０円（特例被保険者にあつては、６８０円）」とする。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

特例被保険者の属する世帯に係る国民健康保険税の課税の特例について定めるとともに、地方税法施行令の改正を踏まえ国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額の課税限度額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。